

群馬県IT人材育成×女性就労支援 MAITSURUプロジェクト2024 (キャリアアップ講座①：中級コース) 事業委託 企画提案要領

1 業務の名称

群馬県 IT 人材育成×女性就労支援 MAITSURU プロジェクト 2024 (キャリアアップ講座①：中級コース)

2 業務の趣旨・目的

正規雇用やキャリアアップを目指す女性が、ITに関する専門知識を身に付け、IT企業などへの就労や在宅勤務のような柔軟な働き方を実現するため、IT人材育成及び就労支援を実施します。

については、本事業を委託する事業者を選定するため、以下の要領で事業提案を募集します。

3 業務の内容

別添仕様書のとおり

4 見積上限額

8, 000, 000円 (消費税及び地方消費税を含む) を上限とします。

※免税事業者については、7, 272, 728円とします。

※費用から受講料収入を引いた金額が上記金額以内であることを審査します。群馬県から支払う委託料についても、費用から受講料収入を引いた額となりますので、御注意ください。

5 契約期間

契約締結の日から令和7年3月19日(水)まで

6 応募資格

次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人(法人格の種類は問わない)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (6) 提出日現在において、いかなる公共機関(国、地方公共団体、公団又は公社等)からも指名停止の措置を受けていないこと
- (7) 本業務の遂行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や業務遂行、その報告などを適切に行う事務管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

7 スケジュール

- (1) 質問受付 令和6年5月8日(水) 17時まで ※詳細は「8 質問の受付」参照
- (2) 募集締切 令和6年5月15日(水) 17時必着 ※詳細は「9 応募の手続等」参照
- (3) 審査会 令和6年5月中旬～下旬 ※詳細は応募事業者あてに別途連絡します。
- (4) 結果通知 令和6年5月下旬(予定)

8 質問の受付

次のとおり、応募を予定している事業者から質問を受け付けます。

- (1) 質問方法 様式1に質問を記載し、電子メールで提出してください。
- (2) 提出期限 **令和6年5月8日(水) 17時まで**
- (3) 提出先 「12 問合せ先」に記載のとおり ※電話で提出の旨連絡すること
- (4) 回答 質問受付日から原則として土・日曜日・祝日を除き3日以内に電子メールで回答するとともに、質問内容と回答を県ホームページに公開します。(事業者名は公表しません。)

9 応募の手続等

応募する場合には、次のとおり書類を提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙(様式2)

イ 企画提案書本体(任意様式)

※記載内容は9(2)のとおり

※企画提案書本書はA4版とし、ページ数は企画提案書表紙(様式2)を除き、30ページ以内に収めてください。

ウ 費用見積書(任意様式)

※宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記してください。

エ 法人登記簿謄本(3か月以内に発行されたもの。コピー可)(*)

オ 決算書(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分))(*)

※事業開始後に一度も決算を行っていない場合(営業期間が1年未満の場合)は提出不要

カ 納税証明書(*注)

国税:「その3の3」様式(法人税、消費税及び地方消費税)

群馬県税:県税に滞納がないことの証明(完納証明・群馬県県税条例施行規則第45条の3様式)

※県外事業者で本県内に営業所等がない場合は県税に滞納がないことの証明は提出不要。

キ 法人の概要が記載されたパンフレット等

ク 誓約書(群馬県暴力団排除条例第7条関係)(様式3)(*)

ケ 課税(又は免税)事業者届出書(様式4)

コ 女性活躍を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「女性活躍等推進企業」という。)の該当状況報告書(様式5)

※(*)印の付いた書類については、「令和6・7年度群馬県物品等購入契約資格者名簿」登載者は提出不要です。

(2) 企画提案書本体（任意様式）の記載内容

ア 事業内容

- (ア) 今回の事業に関する基本的な考え方
- (イ) 事業実施のスケジュール
- (ウ) 事業実施体制
- (エ) キャリアアップ講座の開催内容・方法、目指す取得スキル・就労
- (オ) 県内企業等との交流の実施内容・方法、就労支援の実施方法
- (カ) 参加者の募集方法

イ IT人材育成及び就労支援に関する取組実績

ウ その他、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自の追加提案等があれば自由に記載してください。

(3) 提出方法

電子メールで9(1)ア～コまでの提出書類を電子データで提出してください。

※電子メールの件名は「MAITSURU プロジェクト2024（（キャリアアップ講座①：中級コース）に係る企画提案書／事業者名）」としてください。

※電子メールは1通につき7MBまで受信可能です。

※7MBを超える場合は、複数回に分けて提出するか、大容量ファイル転送サービス等を利用して提出ください。

※上記でも困難な場合は、下記「12 問合せ先」あてに電話にて連絡ください。

(4) 提出期限

令和6年5月15日（水）17時 必着

(5) 応募書類の取扱い

御提出いただいた提案書類は、返却できませんので御了承願います。

なお、当該書類は、本事業の委託先選定の審査以外の目的には使用しません。

(6) その他事項

応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とします。

なお、提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は当該企画提案を無効とし、契約締結後にその事実が明らかになった場合には、契約を解除することがあります。

10 審査

(1) 審査方針

事業提案の審査・選定は、各事業の審査基準に基づいて学識経験者等で構成する審査会を行います。審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

なお、各事業の審査基準とは別に、「女性活躍推進企業」（上記9(1)コ)について評価する項目を設定し審査します。

(2) 優先交渉者の選定方法

1者ずつプレゼンテーション審査を実施し、各事業の審査基準に照らし合わせて最も優れた事業提案を行った応募事業者を優先交渉者に選定します。

なお、パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。また、指定の時間に遅れた場合には、審査対象としません。(オンラインにてプレゼンテーション審査を実施する場合がございます。オンライン実施の場合、パソコンはビデオ接続のみで使用可能で、画面共有などの操作はできません。)

また、応募多数の場合には、プレゼンテーション審査に先立ち、書類審査にて一定数のものを選定し、その中からプレゼンテーション審査を行う場合があります。

【審査会】

期日：令和6年5月中旬～下旬

会場：県庁会議室（群馬県前橋市大手町1-1-1）

※ 時間・会場詳細等は応募事業者あてに別途連絡します。

(3) 審査結果

- ・審査結果については、採否にかかわらず全ての応募事業者に書面で通知します。
- ・なお、採否結果の詳細については、応募事業者からの個別の問い合わせ（来庁によるものに限る）に対し、当該事業者の順位、審査基準別の点数のみを回答します。
- ・優先交渉者名については、通知発送後に群馬県ホームページ上にて公表します。

(4) 選定基準

提案事業については、概ね以下の選定基準に基づき審査します。

ア 事業全般

- (ア) 女性のIT人材育成及び就労につながる事業として効果が期待できるか
- (イ) 見積金額とその配分に妥当性があるか
- (ウ) 事業実施のスケジュールに妥当性があるか
- (エ) 事業執行に十分な体制があるか

イ 事業詳細

- (ア) キャリアアップ講座の内容は県内民間企業等の人材ニーズに則した内容となっていて、就労につながることを期待できる内容か。
- (イ) キャリアアップ講座を受講して習得できるスキルは就労に適した内容となっているか。
- (ウ) キャリアアップ講座の講座時間数などはスキル習得に適切な時間数となっているか。
- (エ) キャリアアップ講座の受講方法や内容は受動的な内容だけでなく、実際に受講者が操作をする実践的な内容が入っているか。また、受講者に寄り添った受講方法となっているか。
- (オ) キャリアアップ講座の説明会の開催方法などは講座受講につながるよう工夫されているか。また、実施時期等は適切か。
- (カ) キャリアアップ講座の参加者同士が交流・相談できる体制は構築されているか
- (キ) キャリアアップ講座の受講料は妥当性があるか
- (ク) 県内企業との交流は就労につながるよう工夫した内容となっているか。また、参加企業の発掘方法などは適切か。
- (ケ) 就労支援の実施内容・方法は適切か
- (コ) 参加者募集に係る広報は効果的なものか

1.1 契約

- (1) 優先交渉者の企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、県との交渉で決定します。
- (2) 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- (3) 契約締結に必要な経費は受託者の負担とします。
- (4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

1.2 問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 (群馬県庁11階)

群馬県産業経済部労働政策課人材活躍支援室リスクリング推進係

電話：027-226-3403 E-mail: rouseika@pref.gunma.lg.jp